

第7回総長選考・監察会議議事録

1. 開催日時：令和5年11月15日（水）14：00～15：35
2. 方法：オンライン会議（Zoom）
3. 出席者：遠藤、国谷、国土、小林、佐藤、鈴木、高橋、板東、山本、須田、山内、南學、島野、廣井 各委員
4. 説明者：藤井総長
5. 陪席者：吉田監事、棚橋監事
6. 議題
 - 1 現況（令和5（2023）年度）の総長の業務執行状況について
 - （1）総長による業務執行状況の説明
 - （2）総長の業務執行状況についての監事からの意見
 - 2 総長の中間評価の実施について
 - 3 その他
 - ・総長にかかる兼業報告 等 （非公開）
7. 配付資料
 - 1 中間評価実施に向けた方向性について
 - 2 総長の中間評価の実施に関する運用について（素案）
 - 3 総長の中間評価の実施に関する運用について 趣旨・目的
 - 4 総長の中間評価等スケジュールイメージ（素案）
 - 5-1 総長選考・監察会議内規の改正について
 - 5-2 東京大学総長選考・監察会議内規（改正案）
 - 6 総長の中間評価の実施について（通知）（素案）
 - 7-1 総長の中間評価に係る自己評価書の提出について（依頼）（素案）
 - 7-2 総長の中間評価に係る自己評価書（素案）
 - 8-1 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）（素案）
 - 8-2 総長の賞与に係る職務実績 自己評価書（素案）
 - 9-1 総長の中間評価に係る自己評価書に関する意見の提出について（依頼）（素案）

- 9-2 総長の間接評価に係る自己評価書に関する意見の提出について（依頼）（素案）
- 9-3 自己評価に関する意見書（素案）
- 10 藤井総長にかかる兼業報告（非公開）
- 11 第6回総長選考・監察会議議事要旨（案）

8. 参考資料

- 1 中間評価実施に向けた方向性について（第2回総長選考・監察会議資料 資料2）
- 2 中間評価（公表・公開）について
- 3 総長に対する評価意見（第6回総長選考・監察会議資料 資料1-2 修正版）（非公開）

9. 議事

【板東議長】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。総長選考・監察会議第7回を開催させていただきたいと思います。前回の会議は私自身が出席できなくて、ご迷惑をおかけいたしました。また、書面決議の方もご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、まず事務局から、本日の委員の出席状況などの連絡事項の確認をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。よろしくお願いいたします。

本日は14名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。なお、A委員、B委員におかれましては本日はご欠席となっております。また、少しおくれて見える委員の方もいらっしゃると思います。

また、本日の議題1の（1）、及び議題3では総長、それから議題1の（2）ではF監事、G監事にご出席いただきます。

陪席についてでございます。F監事、G監事、総務部長、人事部長、法務課長、本部法務課法規チームが陪席をさせていただきます。

傍聴者につきまして、本日は傍聴者の方はおられません。

配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前にお送りさせていただいたPDFファイルをご覧ください。議事次第に記載のとおり、資料としては16点、参考資料としては3点、席上配置資料としては1点でございます。席上配置資料は、対面出席者の方は席上のタブレットをご利用ください。対面出席の方で、席上配置資料のiPadの使い方がわからない方は、事務局まで挙手にてお知らせください。

議事の記録・公開についてでございます。会議運営に関する了解事項に基づき、本日の議事の記録については、録音並びに書面による議事要旨及び議事録といたします。公開については、録音による議事は公開いたしません。議事要旨及び発言者を匿名化した議事録

を公開いたします。なお公開は東京大学ホームページ、総長選考・監察会議ページに、本会議終了後に配付資料とともに開示いたします。本日は人事に関する意見交換を行う議事に該当する議事として、議題3の「総長にかかる兼業報告」がございますので、この議事録は非公開といたします。

発言時のマイク操作についてでございます。本日はウェブと対面のハイブリッド開催とさせていただきますいております。ウェブにてご参加の委員の皆様におかれましては、ご発言時以外はマイクをオフ、ご発言の際は挙手ボタンを押していただき、議長から指名の後にマイクをオンにしてご発言をお願いいたします。なお、対面でのご参加の委員の皆様におかれましては、ご発言の際には適宜挙手をお願いいたします。

第6回議事要旨についてでございます。事前にお送りいたしました前回の第6回総長選考・監察会議議事要旨（案）（資料11）につきまして、何かお気づきの点があれば、会議終了までにお申し出願います。事務局からは以上でございます。

【板東議長】 ありがとうございます。本日は議題もいろいろございますので、要領よく進めさせていただきたいと思っております。

本日は、議題に先立ちまして、一つ皆様に情報共有をさせていただきたい事柄がございます。既に報道などご承知かもしれませんが、10月31日に国立大学法人法の改正法案が国会に提出をされております。この件につきましては、この総長選考・監察会議の関係でもいろいろ規定が関連するものが盛り込まれておりますので、大学の担当部署の方にお越しをいただいておりますので、現在わかっている事柄につきましてご説明、情報共有していただければというふうに思っております。それでは、よろしく願いいたします。

【担当部署説明者】 冒頭お時間頂戴いたします。よろしく願います。

今回臨時国会に提出されました国立大学法人法の改正の概要でございます。この法人法の改正については、契機となっておりますのは「10兆円大学ファンド」の議論がスタートで、総合科学技術・イノベーション会議で2021年3月に最終まとめがまとめられるまで長期にわたり議論されました。また、その過程で、文部科学省において、2020年の12月にこの制度改正のための検討会議というのも設けられて法制度ワーキングが開催され、そのような経緯の議論を踏まえての改正ということでもあります。

ただし、少しこの間の事情の変更ということも生じておるということで、この冒頭の丸（○）の中に二つポツ（・）があるかと思いますが、当初想定されていたガバナンス改革の内容の全てが、この新しい法人法の改正案の中に盛り込まれておりません。「5大学を指定することを念頭」というふうに今日も国会で文科省は答弁しておりましたけれども、一定水準の規模を有する法人に対して義務づけるのが前提となりました。さらに、これまで議論されていた内容で今回の法案でカバーされていない部分については、2階建ての2階というような感じになりますが、国際卓越研究大学の認定の審査というものによってカバーするとされております。ガバナンス改革は、法案部分でカバーされる部分と、今後の

国際卓越研究大学の認定の審査でカバーされる部分の2段階になるというのが、一つ大きな変更ということになってまいります。

これらのガバナンスが大きな改革事項ですが、もう1点は、規制改革の事項といたしまして、長期借入、大学債の発行に関して、充てられる費用の範囲というのを先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発整備にひろげるということで、ハードの取得設置というもの以外にも緩和するというようなものや、あるいは土地の貸し付けを、包括的に認可を得た後、個別の認可を得ずに届け出でできるようにするといった改正も今回含まれております。

それ以外に、法定基金といった会計的な部分の取り扱いについては、私たちも規制緩和を要望してきたところですが、今回、法案の改正ということではなく、会計基準の改正、文部科学省令等の改正によって手当てされる見込みであるというふうに聞いているところです。

次のページをお願いします。一定規模の大規模法人に対して、新たに合議体の設置を義務づけるというのが法案の一番の主眼にはなっておりますが、この合議体に関しましては、法案の中では「運営方針会議」という名称が付されております。資料2から4の方をご覧いただく場合には、そのようにご覧いただければと思います。

この合議体の主たる任務については、四角囲いの中に①番②番という事項があるところがございますが、「中期目標への意見、中期計画作成」「予算と決算の作成」、こういう大きな運営の方針に関する事項について決議するというのが大きな役割になります。

そして、この運営方針会議は、こうした長期の運営方針を決議するとともに、さらに法人運営がその決議に基づいてされているかどうかを監督するという機能もあわせ持つということで、この下にあるように、学長の選考に関して意見を述べることができる、あるいは、解任事由に該当する場合に選考・監察会議に報告をするというような権能が持たされることが想定されております。

運営方針会議の組織は、上の丸(○)二つになりますけれども、3人以上という運営方針委員と、学長によって構成され、この運営方針委員については、学内者・学外者の構成の割合について当初議論もあったところですが、今回の法案上は規定されておらず、大学の判断ということになっております。

この運営方針委員をどのように選ぶのかという手続につきましては、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣が承認をした上で学長が任命する、解任するというような仕組みがここではとられております。

これは、学長が独立行政法人等と同様に、一切の権限を独任機関として持つておる決定権の一部を、決議に参画していただくという形を通じてであります。学長の権限の一部を移譲して担う部分があることを受けたものです。今の法人法の現行制度の中にも、大学総括理事制度、という理事が理事の名で学長の業務を行うような権限移譲の規定があります。その大学総括理事の任命の仕組みと同様の仕組みと考えられます。

私たちとして、今後、国際卓越研究大学の2次公募にまた再挑戦するというのも一つ今後視野に入れた場合には、先ほど申しました2階建てとなります部分の国際卓越研究大学の運用として、審査の要件などでどのように重ねて要件が求められるのかというところを、引き続き注視していく必要があるかというふうに思っております。

なお、補足になりますが、いずれにしましても、総長選考・監察会議、あるいは教育研究評議会、経営協議会という既存の学内の機関の位置づけと役割というのは、この新しい法人法改正によっても基本的に変更がないということでもあります。基本的に経営の重要な事項であれば経営協議会、教学の重要事項はしっかりと評議会でも審議をいただくということが引き続き維持されるということになります。

また、この運営方針会議の運営というのは、株式会社の株主総会のように、機関投資家が全く事情を踏まえずに提案をして、多数決をとるような運用は想定されておられません。法案では、運営方針会議の運営方針事項の議案は、学長が運営方針会議に提出するということがしっかりと規定されております。したがって、役員会などでしっかり議論をし、経営協議会、評議会での審議を経て意見を取り入れた提案について、学長がこの運営方針会議で説明し対話をする中で大きな運営方針を決議していただく。そのようなプロセスが想定されているというふうに言えるかと思えます。

最後になりますが、今回の改正理由について、国会の審議の中で文科大臣が説明されているところでは、さまざまなステークホルダーの期待に応えつつ、多様な専門性を有する方の運営への参画を得て、運営の長期的な安定性を確保し大学を発展させていく、という説明が定式化してきたのかなと見ております。以上、ご報告になります。よろしく申し上げます。

【板東議長】 ありがとうございます。非常に大きな改正内容でございますので、先ほどご説明のように、国会審議の途中で徐々に中身が明らかになってきているということもありますし、これから法令の整備ということも、法律以外のところのいろんな整備も行われてくるという中で具体化していく部分がございますので、今日はご審議いただくというのではなく、その取っかかりとしての情報提供をさせていただくということにとどめさせていただければと思います。また次回、機会を設け、きちんとした内容のご説明をいただくということも必要になってくるかと思っておりますので、そのときにまたいろいろご質問等をお願いできればと思っております。

ちょっと今日、スケジュールがタイトということもあり、この程度ということで申しわけございませんが、法案審議などについても、ご関心を持っていただければありがたいというふうに思っております。

【担当部署説明者】 また適宜、情報の方、提供させていただきたいと思っております。本日はお時間いただきまして、ありがとうございます。

【板東議長】 どうもご説明ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思います。議事に入る前に、陪席者の確認をさせていただきたいと思います。先ほど通常地了解事項に基づきます陪席者についてはご報告がございましたけれども、そのほかに「総長選考・監察会議により承認された者」が陪席者として認められるということになっております。

本日は、議事の中で、総長ご自身がお話しになるということになるために、機器操作などの補助のために経営戦略課の秘書チームから2名が陪席をさせていただきたいということでございますので、議長としては必要性をお認めしたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。――はい、ありがとうございます。ご異論がないということで、陪席、承認をされました。

それでは事務局の方で、陪席者を入室させてください。よろしくお願いいたします。

【事務局】 陪席者の方、入室されました。

■議題3「総長にかかる兼業報告」の議事のため非公開

【板東議長】 それでは、議題1「総長による業務執行状況の説明」に入らせていただきたいと思います。8月30日には前年度の執行状況についてご説明をいただいたわけでございますけれども、本日は今年度の4月から半年余りの業務執行状況について総長からお話しただいて、確認をさせていただきたいと思っております。総長、あまりお時間がないとお聞きしておりますので、短い時間になりますけれども、よろしくお願い申し上げます。それでは、総長、よろしくお願いいたします。

【総長】 ありがとうございます。それでは、現状をご説明申し上げたいと思います。

UTokyo Compassを2年前に発表しまして、「対話から創造へ」ということと「多様性と包摂性」、そして「世界の誰もが来なくなる大学」ということをコア・バリューにして構成員一同で努力しているところです。UTokyo Compassは、大学全体の活動を経営力の確立という観点と、それから、「知をきわめる」「人をはぐくむ」「場をつくる」という三つのPerspectiveから進めていこうというプランになっております。

まず「対話」の件ですが、学内構成員とは、この間、国際卓越研究大学の議論や、サンフランシスコ宣言(DORA)という研究評価に雑誌のサイテーション、つまり、インパクトファクターを用いないといった宣言ですが、このことに関する議論を行いました。それから、バリアフリーについて、障害をお持ちの方々を含む学生や教職員の皆さんと対話を行っています。職員の皆さんとは、いろいろな職位ごとに行いました。

学外においても、コロナ禍が明けたということもあり、多数の対話を行っています。例えば、東京フォーラムが間もなく行われますが、2ページの写真は昨年の様子です。この後に少し出てきますが、5月にはMITの新しい学長の就任式があり、そこへ行って、

3 ページの下にあります。マーチングで多数の学長の方々が集まり、そこで皆さんとお話をしてまいりました。

4 ページの写真は、先月シドニーで開催された、Times Higher Education の THE World Academic Summit です。ここでもユニバーシティ・リーダーズ・ミーティングとセッションがございました。例えば、この上の写真の Distrust の世界での大学教育に関する議論において、特に Inclusion の観点では、オセアニアの場合は、先住民族の方々のどのように include していくかということが大きな課題だったわけです。そのような問題や気候変動関係について、特に、気候変動に関してもグローバルサウスにおいて大学がどういったことができているかについての議論を行いました。

京都で行われた STS forum2023 にも参加をしています。例年、文部科学大臣も登壇されて、一緒のセッションでサステナビリティに関する議論を行いました。

6 ページ目はちょうど先々週ですが、Beijing Forum2023 という国際会議がありました。中国の北京大学に招かれ、ここでも、「Higher Education in the Age of Great Transformations」というテーマで、私自身が講演をしてきました。

それから、Diversity&Inclusion も今年で2年目のキャンペーンを行っており、学内の意識改革を進めるということで、研修あるいはセミナーを積極的に進めているところです。

さらに、Diversity&Inclusion もそうですが、「人をはぐくむ」という観点で非常に大きなこととして、今年4月1日にグローバル教育センター (GlobE) という新しい組織を立ち上げました。いま東京大学は、学部の留学生が極端に少ないわけです。数%もないという状況です。英語で学ぶクラスを増やそうということで、現状、グローバル教養科目という現代社会の課題を英語で学ぶ科目を30科目ほど増設して、最終的に70科目ぐらいまで増やそうとしています。これは1950年代に薬学部ができて以来の、単位を出す教育組織ということで立ち上がったものです。

同時に、英語で講義ができますので、Global Unit Courses (GUC) というサマープログラムも対面で行うようになっており、今年、300名近い学生が来日して、本学の学生と一緒にこの講義を受けました。それから、アジア女子大学 (AUW) から女子学生の皆さんに来ていただいて、サマープログラムを行っています。

さて、今年、国際卓越研究大学への申請というイベントがございました。3月31日に申請書類を提出して、6月にヒアリング、そして7月にサイトビジット、それから、7月31日に追加の修正資料を提出いたしました。サイトビジットでいろいろいただいたご指摘に最大限応えるべく資料を提出しましたが、結果としては不採択でした。

後ほどお話をしていきますが、まず総長メッセージを9月1日に発しまして、採択をされなかったことは残念であるが、私たちとしては、これまで UTokyo Compass で進めてきました「新しい大学モデルの構築」に向けて努力を続けていきますというメッセージを出しております。

この間の、公募開始、構想づくりから結果に至るまでの一連の動きはどうだったのかということ、一通り検証する必要があるだろうということで、10月12日に国際卓越研究大学対応タスクフォースというのを設けました。

この間のプロセスの振り返りと、先ほども法改正のご説明があったと思いますが、今後この仕組みがどのように運用されていくか、あるいは、法改正との関係で、先ほどのガバナンスなどがどういう形になっていくのかということ、あるいは、情報収集等して、次の公募に向けてどのように対応していくかということ、やるかやらないかも含めて、このタスクフォースで分析を行おうということにしております。基本的にはこの年度内ぐらいをめどに、一定の結論を出していくことができると考えています。

そして、その「新しい大学モデル」は何だったかということについては、ここ(11ページ)にあるようなさまざまな政策であります。主に知・人・場の3本柱と、経営力の確立として二つ、ガバナンス体制と財務という構成になっております。このあたりでいま具体的に動いていることを少しご紹介したいと思います。

まずは財務の体制です。これはまだ最終形までは完成していませんが、いわゆる教育研究活動を社会的価値として価値化していき、それに基づいてさまざまな支援を呼び込んでいく、というこの一連の流れをきちっとつくっていくということ、この4月からCIOとして、ブラックロック・ジャパンにいらっしゃった福島氏にお越しいただき、それから、8月からは菅野氏にCFOとしてお越しいただきました。菅野氏はアセットマネジメント One にいらっしゃった方です。このような、民間のプロの目にしっかりと中に入っていて、経営のメカニズムをつくっていくと、いま鋭意検討を進めています。運用などは既に具体的に動き始めているわけですが、そのような動きを進めています。

例えば一つの example として、これ(13ページ)はエンダウメント型の研究組織の最初のもので、マネックスの松本大氏から多額の寄付をいただきまして、この寄付の元本は使わずに運用益で事業費を捻出して、その運用益に大学からも少しマッチングはしますが、それを原資に教育研究活動を行うという発想の研究組織を10月1日に立ち上げております。応用資本市場研究センターという名前の組織です。

それから、「知をきわめる」という観点での世界トップクラスの拠点として、設置は去年ですが、ワクチン開発のための研究拠点があります。我が国日本のワクチン開発に関するいわゆるフラグシップ拠点として、AMEDの直下にSCARDAという組織ができましたが、このSCARDAのフラグシップ拠点として、河岡先生を中心につくったセンターです。新しいパンデミックが起こったときに、100日以内にワクチンのプロトタイプを提供する100 Days Missionに対応するべく、現在、柏にプロトタイプをつくる生産拠点も含めて整備を進めているところです。

それから、Cutting edge のテクノロジーという意味では、量子、AI の分野で、今年のG7サミットのときに、広島でサイドイベントとして、ブリンケン国務長官と当時の永岡

文部科学大臣立ち会いのもとで、東京大学－シカゴ大学－IBM、東京大学－シカゴ大学－Google で、それぞれ 10 年間のパートナーシップを結びました。IBM の場合は 100 ミリオン（\$100M）、Google の場合は 50 ミリオン（\$50M）の研究資金、活動資金を前提にしたパートナーシップです。

その後、Microsoft とは基本合意書を締結いたしました。実は昨年、Satya Nadella 氏が日本にいらしたときに一度お会いして、この方向で連携しようという話をしていたのですが、それが結実してパートナーシップを結んだというものです。これに基づきまして、昨日、AI Forum2023 というイベントを安田講堂で開催して、Microsoft Research のトップの Peter Lee 氏に来ていただき講演いただきました。

これとは別に、未来の話ですが、本学にソフトバンクのサポートで動かしている Beyond AI 研究推進機構という研究所がありますが、ここが現在、来年のダボス会議で AI House というものを進めています。Merantix と Swisscom、チューリッヒの連邦工科大学（ETH）などと一緒に参画をするということで、ダボスで拠点を設けて、日本からの AI にかかわるアクティビティの発信を行おうとしています。

それから、今年に入りまして、プラネタリーヘルス関係のアクティビティが進んできております。去年、ストックホルム+50 という国際会議に出たときに、単にヒューマンヘルスとか、ヒューマンエンバイロメントではなくて、プラネットとしてのヘルスというものの、プラネタリーヘルスを考えることが、やはり、次の私たちが考えるべき方向性だろうということです。

16 ページは、先月になりますが、JR 東日本が高輪ゲートウェイ駅の周りに開発している TAKANAWA GATEWAY CITY に、プラネタリーヘルスの拠点を東京大学として置くということで、Planetary Health Design Laboratory（PHD Lab.）という拠点を置き、これを拠点に「東京大学 GATEWAY Campus」という形で協創を進めています。

実を言いますと、JR 東日本との産学協創協定を 100 年という期間で結びまして、この長期のことを考え、「東京大学 GATEWAY Campus」という形でさまざまな活動を展開しようとしています。

プラネタリーヘルスに関して、フランスのパスツール研究所ともプラネタリーヘルスに取り組もうと連携しています。パスツールが、まず Institut Pasteur du Japon（IPJ）という拠点を日本につくりたいということで、これをお手伝いするという話もありますが、それと同時に、Planetary Health Innovation Center（PHIC）という、イノベーションをプロモートすることも一緒にやりたいとおっしゃってしまして、そのための LOI を 10 月に締結をいたしました。

ここまでは日本で取り組むことの話です。

海外に出かけていく方に関しては、Karolinska Institute と立ち上げている国際的な海外での研究拠点として、LINK（Link for Innovative Networks and Knowledge）という名前で設置し、先週キックオフシンポジウムを行ったところです。

それと、実はこれまで、メディカル関係産学協創は全くなかったのですが、メディカル関係で初めての組織対組織の連携として、キヤノンメディカルシステムズと一緒に、個々のクオリティ・オブ・ライフを最大化して病とも共生できるような社会を実現しようというテーマで、ちょうど産学協創を始めたところでございます。

スタートアップについてはさまざまな方向性が考えられますが、現状の「新しい大学モデル」の中では、「グローバル化」、「ディープテック型のスタートアップの促進」、それから、「non-profit 型の Social entrepreneur の育成ないし支援」ということを掲げています。

例えば、グローバル化については、春に先ほどの MIT の Sally Kornbluth 氏が学長に就任された機会を捉えて、ボストンケンブリッジのケンブリッジ・イノベーション・センターで、東京大学のスタートアップに関して講演しました。私たちがやっている

「1stRound」というグラントのプログラムがあるのですが、その場で募集も行い、ボストン地域から応募が 20 件ほどありました。その方々とのつながりを持って、ボストンケンブリッジエリアでのエコシステムと東京大学のエコシステムをつなぐということを今やろうとしています。そのほか、サンフランシスコ、ニューヨーク、最近ではシンガポールを含めて、複数のエコシステムを海外とつないでいくということを考えています。

それから、Social entrepreneur との関係では、アフリカ WG という組織を総長企画室直下に設けて、染谷先生にご担当いただいています。グローバルサウスへのリーチアウト、社会的な事業を本学の学生と、例えば現地の学生と一緒に展開していくといったことを考えていこうということで、UNIDO や JICA、経済同友会アフリカ委員会、最近では経済同友会共助資本主義の実現委員会というところと、インパクトスタートアップ関係で様々に連携しています。そういったところとも協調して展開していければよいと思っています。

20 ページの UTokyo Africa Evening のときは 30 名ほどのアフリカからの留学生が集まってくれたのですが、この倍ぐらいはアフリカからの留学生がいます。まずはその学生と本学の学生とのインタラクションを増やすところから始めていこうと取り組んでいます。

現状、このように東京大学は、まさに「世界の誰もが来たくなる大学」をつくらうということで、グローバルなつながりの構築に取り組んでいます。それから、グローバルリーダーが日本にいらっしゃったとき、できることならば東京大学を訪れていただき、できるだけ学生の皆さんと直接触れ合う機会をつくりたいと考えています。

Jeffrey Sachs 氏、Dr. John Hennessy 氏、Dr. Ngozi Okonjo-Iweala 氏などにお越しいただいた際には、学生とのセッションを実施しました。いつも非常に活発に議論が起こるので、私自身も楽しみにしています。最近では、デンマークの Mette Frederiksen 首相にお越しいただいてラボをご覧いただき、あるいはシンポジウムと一緒に開催するといったことを積極的に行っているところです。私からのご報告としては以上でございます。

【板東議長】 どうもありがとうございました。いろんな事柄が立ち上がっているという状況がお話の中でよくわかりました。本来なら一つ一ついろいろご質問、話をさせていただきたいんですけど、ちょっと時間がないので、委員の先生からこれだけはずいここで確認しておきたいということがございましたら、いただきたいと思うんですけども、いかがでございますでしょうか。

【C委員】 一つよろしいですか。

【板東議長】 はい、それではC委員。

【C委員】 ご説明、大変ありがとうございました。いろいろな活動をされていらっしゃるって大変すばらしいなと思います。

ちょっとだけ、この中に、海外の学生を東京大学にという観点からの活動を随分されていらっしゃるって、実際にふえていくというような感触を得られているのか。または、実際の学生誘致に対して、何らかこれは別に直接的な方法論を考えているのか、その辺もしございましたら、お願いしたいと思います。

【総長】 ありがとうございます。先ほどの「新しい大学モデル」の取組みの中で、具体的に増えていくであろうという感触は得ています。GlobEというグローバル教育センターをつくって、Global Unit Coursesを開講しただけで、非常に人気。サマープログラムですが、少しセレクションをしないとイケない状況になっています。

そして、「新しい大学モデル」の施策で「College of Design」「School of Design」というものを新たにつくろうとプランしております。これは完全にアドミッションをグローバルにやりまして、全ての教育を英語で行い、5年間で修士まで取れるプランを考えてます。

今日の経営協議会でも少しご議論いただきますが、そのプランは「新しい大学モデル」の中にも入っていて、国際卓越研究大学の申請でもかなり中心的なアイテムとして議論していたものです。現状は、2027年の秋にスタートできるように考えています。まずは100名ほどの本当に優秀な人を世界から集めてくることから始めますが、その後、順次拡大していくという方向でプランを今進めております。

【C委員】 ありがとうございます。いずれにしても研究領域については、特にマスターコース領域については、イノベーションみたいなものはやっぱり多様性がとても重要なので、ぜひぜひそういう領域に関しても積極的に人を、グローバルから来ていただくというのは価値そのものにつながると思いますので、今後ともよろしくお願いします。

【総長】 はい。ありがとうございます。

【板東議長】 ありがとうございます。まだご質問、ご意見いろいろあるかと思いますが、先ほどの話のように経営協議会の方でも「新しい大学モデル」についてもお話があるということもございますので、ちょっと総長の方のお時間のご都合もあるというふうにお聞きしておりますので、この程度にさせていただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。——はい。それでは、総長、大変ありがとうございました。

【総長】 はい、恐れ入ります。ありがとうございます。私はこれで抜ければよろしいですかね。

【板東議長】 はい。

【総長】 では、失礼させていただきます。ありがとうございます。

【板東議長】 どうもありがとうございます。

【事務局】 退室されました。

【板東議長】 はい、ありがとうございます。

それでは、議題1の(2)「総長の業務執行状況についての監事からの意見」に入らせていただきたいと思います。監事のみから見た総長の今年度の、今までの業務執行状況について、ご意見をいただければというふうに思います。それでは早速でございますけれどもF監事、よろしくお願い申し上げます。

【F監事】 はい。本日はお時間いただきましてありがとうございます。総長の今年度の上半期の業務執行の状況につきましては、総長のご説明があったとおりにかと思えます。やはり一番大きく力を入れてやっていたのは、国際卓越研究大学の申請というところだと思います。特に申請書は前年度のうちに提出しておりますが、ヒアリングがあって、そこでも総長の力が大きく発揮されて次のステップに進んだということになります。

その後、サイトビジットがありまして、それから追加資料の作成というところだったんですけど、そこは大変時間がない中で、先ほど最後にお話があった、「College of Design」「School of Design」の規模感であるとかスピード感をどうするかということについて、これは総長ひとりでお決めになったということではなく、すごく短い時間の間ではありましたが、科所長の先生方の意見をいただく機会を数回設けて、そして、学内の意見を一つにまとめた上で、追加資料を出して申請という形になりました。

アドバイザーの意見としては、学内調整に十分じゃないというような評価をいただいておりますが、こちらで見ている限りでは、やはり短い期間で学内の意見を一つにまとめたという点は、日ごろから対話を重視して、研究科長・研究所長の先生方と信頼関係を深めていた結果、こういうことができたのではないかとこのように見ております。

そのほかについては、やはりCIOとCFOを置いて経営基盤を強化したという点では、大きく評価できると思っております。CIOの方はもう既に結果が出ておりますし、CFOについては就任されたばかりということで、これから期待したいと思っております。

それから、グローバル教育センターも開設したということで、こちらも大きな成果だと思っております。また、D&Iについては以前からも申し上げておりましたが、いま学内の意識がかなり変わってきて、UTokyo Compassの中でもかなり進んでる部分だと思えます。今年度上期にはD&I研修というのが行われました。本学の研修は大抵スライドを見て最後に質問に答えるようなちょっと簡単なものが多いんですが、このD&I研修は、私が本学に来てからは初めてグループディスカッションを行って、皆さんで意見をまとめて

いくというようなかなり突っ込んだ研修もされて、さらに D&I に対する意識が啓発されているものと思われます。

1 点、懸念事項といたしましては、やはり財務的にちょっと苦しい状況になっておりまして、令和 5 年度の予算としては、部局の予算は削らないということになったので、全学事業という、全学で行っているところから 5 億円の削減をする予算を組んでおります。その関係で、既存でやっていたものも少しお金を削らなければいけなかったんですが、新規にやりたいというような GX であるとか、海外拠点をつくるであるとか、そういう新規のことには一切お金をつけられなかったので、そういった部分は財務的なところから少しおくれが出てるのではないかとということが懸念される点ではあります。私からは以上になります。

【板東議長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして G 監事からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【G 監事】 よろしく願いします。F 監事がかなりカバーされましたので、重複が生じない範囲で 2 点ほど簡単にお話しさせていただきます。

まず、先ほどの総長からのご説明がありましたように、総長ご自身が海外に出かけられて、そこでネットワークを深めていくという点は高く評価しております。総長ご自身、それから、東京大学の国際的なプレゼンス、ビジビリティといったものが上がっていくのではないかとということで、これは非常によい傾向ではないかと思っています。

それから、もう一点は、総長、間もなく 3 年になります。UTokyo Compass もそうですし、さまざまなメッセージ、ビジョンを抱えながら具体的な施策に取り組んでおられるということかと思えます。その中でよく使われるフレーズが一つ、私としては認識しているものがございまして、「世界の誰もが来たくなるキャンパス」ですね。皆さん方もよく耳にされてると思います。

例えば内部の役員の方々の会議で、この言葉に基づいて議論されてるという場面が結構あるんです。そういった意味では、ちょうど 3 年たっているところが根つき始めていると。それを踏まえて、残りの 3 年をどのように具体的な施策を推進していくのかというのが、恐らく重要なんであろうかと思っている次第です。以上、簡単ではございますけれども、よろしく願いします。

【板東議長】 ありがとうございます。監事からのご意見もいただきましたので、総長の業務執行状況について、本来はもっと意見交換をさせていただきたいと思うんですけど、ちょっと時間の方が押しておりますので、何かこれだけはこの時点で指摘をしておきたいというような事柄がありましたら、ご意見いただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。

先ほどからのご発表のようにいろんな新しい取り組みも立ち上がってきたり、対話による学内のいろんな信頼関係に基づいたリーダーシップの発揮というのもだんだん軌道に乗

ってきているということや、プレゼンスなどの向上の点についてもいろいろ監事の方からも根づきつつあるんじゃないかというご指摘をいただいたというふうに思います。

また、財務状況のお話などにつきましては、これから経営協議会その他でまた確認をしていく事柄だと思しますので、とりあえずいま監事からもご意見をいただき、総長からのご説明をいただいたということで、ちょっと今回は大変時間がなくて申しわけございませんけれども、この程度にとどめさせていただければと思います。はしょっちゃって申し訳ございませんが、もう一つ大きな議題がございますので、そちらの方に入らせていただきます。

それでは、議題2の「総長の中間評価の実施について」という議題に入らせていただきます。来年度、中間評価が実施予定ということになっておりますけれども、第2回の総長選考・監察会議の議題におきまして、検討の方向性のみ決定をし、以降は学内委員によるワーキング・グループに検討をお願いしておりました。この度、学内ワーキングから中間評価に関する実施手順の素案が固まったということでございますので、ご報告をいただくとともに素案をご確認いただきたいと思っております。

中間評価の実施は来年度になりますけれども、まだ時間はあるかなと思っておりましたら、スケジュールの決定とか、中間評価に係る自己評価書の依頼などは今年度中に総長選考・監察会議で決定しなければならないことになっております。

年度内にこの会議においては、本日を含めて来年の1月、3月と3回でございますけれども、申し送り事項の作成など、ほかに検討すべき事項もございますので、本日にもご確認いただけたところをご確認いただき、意見交換をした上で、できれば1月に決定できたらと思っております。

そういったスケジュールを順調に進むような形で、例えばスケジュールの周知を全学にしなくてはいけないとかいうのもございますので、少しでも早く動き出すことができればというふうに思っているところでございます。

それでは、D委員からご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【D委員】 この中間評価は非常に大きなことでございまして、それゆえ、まず、前回行われました総長の中間評価の復習も行ってまいりました。これが、今回のもののベースライン的なものになりますので、まずはその前回の中間評価についてちょっと確認したいと思っております。

学外向けのホームページに今表示されておりますように、前回の中間評価について比較的詳しく掲載されております。席上配置資料にも前回の自己評価書が含まれてございます。前回の場合には、まず総長からA4、4枚ほどの自己評価書というこのような文書を出していただいております。

それと、そのほかの資料を含めまして選考会議としては100文字程度の評価の結果——こちらの方も出していただけますでしょうか。これです。この四角で囲まれたまとまっ

たものが全体でありまして、その理由というものが3～4枚さらについているという形になっております。

公表されておりますのは、評価の結果評価、評価の理由、総長の自己評価書そのもの、それから関連規則等でございます。評価の理由の文章には、評価だけではなくて、今後期待すべき点なども述べられてございます。

それから、例年、毎年やっている賞与に係る職務実績評価とは違いまして、ABCDみたいな区分は決まりません。どちらかという、評価とともに今後に向けて助言もするという意味合いが込められているものでございます。以上が前回に実施しました中間評価でございます。

今回は2度目ということもありますが、前回、総長選考会議であったものが、総長選考・監察会議になったということとか、ガバナンス・コードができたという違いも踏まえて、たたき台案をつくらせていただきました。これからその素案をご説明をさせていただきます。

今回は2度目ということもありまして、前回は踏まえて、制度面のみならず、通知文書も含めて全部おつけしています。これらを確認できれば、皆さんにといいいますか、関係者に日程の周知等を出せるところなんですけれども、ちょっと今日はそこまで行かないかなと思います。ただ、できるだけ早めに通知を出せればと思いますので、できれば次回の1月の会議までにお目通しをいただけますと大変幸いです。

それでは、ちょっとト書きと違うんですけども、まず参考資料の1の方を出していただけますでしょうか。これですね。この図にありますように、今回というかこれからずっとそうなんですけれども、毎年行う賞与に係る実績評価と、それから、3年度分の中間評価というものの二つを、来年度は一度に行わなければなりません。

これに関して、第2回の総長選考・監察会議、参考資料1の(b)で「前回の手順を踏襲しつつ、2022年度から導入した総長の賞与に係る職務実績の評価との関係性を整理したうえで、もう少し簡略化した手続とする」を選択をし、了承されました。こちらを踏まえて検討しています。

その大まかな方針というものが、資料1というものになってございます。下の方三つのポツ(・)があります。1点目としては、まず賞与に係る部分は、中間評価の3年度分の3年目の部分に係るわけですので、ここの部分を可能な限り簡略化する。自己評価書は、評価の区分を、これは中間評価に入らないので、評価の区分に関しては入れていかないと、ということです。

それ以外に関しては、中間評価で出ている資料やそういったヒアリングを中心に、3年目を実施するというところでございます。今資料、8-2で出しているように、このような形で、この上のところは同じなんですけれども、その下の部分、今年度はさまざまな項目があったり、それから、評価の視点というのを盛り込んだんですけども、それ

を決めている時間はとともありませんので、評価の視点は盛り込まず、このような形でやらせていただきたいというふうに思っています。

資料1に戻っていただきますと、2点目として、中間評価の自己評価書の説明が、前回は3回あったのですが、これを2回に簡略化したいということでございます。

それから、3点目として、今、先ほど行われました、当該年度の業務執行状況に関しては、中間評価のときに総長との質疑・意見交換の場というのが最後に設けられておりますので、その場であわせて行うということの3点でございます。これによって両方をカバーしつつ、できる限りの簡略化をするという方針で行いたいと考えています。これが大枠でございます。よろしいでしょうか。

次に、この後、より具体的なお提案をいたしますけれども、その前に、前回の中間評価がどのように検討されてきたかということ、できれば簡潔に、事務局からご説明いただければと思います。

【事務局】 事務局でございます。総長の中間評価についての検討の経緯などを説明させていただきます。

前回中間評価を実施したのは平成30年ですが、総長選考会議で中間評価のことを検討したのはそれよりかなり前のことでありまして、平成25年度のことになります。国の中央教育審議会、ガバナンス改革の答申が出されることになりまして、その中に学長選考組織による学長の業績評価についての記載があり、それに前後する関係で学内でも中間評価の検討が進められておりました。

そのときに、学内ワーキング・グループを中心に検討されていた内容が反映されたものとして、平成26年に、「総長の中間評価：大綱的方针と骨子」というものがまとめられております。こちらは選考会議で決定され、現在も残っております。本日、資料としてお送りしている席上配置資料のPDFの168枚目にこちらの資料が載っております。

この「総長の中間評価：大綱的方针と骨子」の「5. 留意事項」のところに、「本骨子を踏まえ、中間評価の具体の実施方法等を総長選考会議内規に規定する」ということが定められており、こちらを平成26年から平成27年にかけて検討し、平成27年の11月に総長選考会議内規を改正しました。この内規の18条・19条のところに中間評価の具体的な実施方法を規定しております。

その後、この内規に規定された大枠の中間評価の実施方法を具体的にどう実施するかということが学内ワーキング・グループの方で検討されまして、こちらの「総長の中間評価の実施に関する運用について（平成29年10月総長選考会議学内WG）」というものが定められました。平成30年に行われた中間評価は、この「運用について」に基づいて実施されたということになります。こちらもお送りしている席上配置資料の165枚目でございます。

この「運用について」の中にも、「大綱的方针と骨子」というタイトルが残されておまして、こちらは、席上配置資料には今まで掲載されてなかったんですけども、廃止は

されておられませんので、選考会議内規の中間評価の規則のもととなる考え方として、現在も残っているということで、今回から「大綱的方针」の方も席上配置資料の方に追加させていただきます。以上が検討の経緯に関する説明でございます。

【D委員】 ありがとうございます。そうですね、この「大綱的方针と骨子」に関しては方向性を示すものということで、しばらくこれは残そうということにいたしました。けれども、実際にどのようにするかということに関しては、「運用について」というもので行います。

前は、この「運用について」は学内ワーキングの資料であったんですけども、実際には総長の中間評価という重要なことを行う具体的なことを示しているものでもありますし、この間、透明性であるとか、情報公開とかそういうことも重要になってきていますので、今回バージョンアップするのにあわせて、総長選考・監察会議のクレジットで制定をするということに改めてさせていただきたいということでご提案を申し上げます。

つまり、従来の学内ワーキングとして廃止をいたしまして、資料2にあります新しい運用についてというものを、この総長選考・監察会議で、次回までかけて審議をさせていただきたいと思います。

文章としては、一応、我々としてはつくったものと思っております。若干の説明をいただいた後、読み合わせ的な形で具体的に条文を読んでいただきたいと思っております。事務局の方をお願いしたいと思います。お願いします。

【事務局】 資料2の新しい方の「中間評価の実施に関する運用について」につきまして、次の資料3を用いて説明させていただきたいと思っております。資料3をご覧ください。こちらの資料の左側の欄は、内規の中間評価に関する18条・19条の規定を記載しております。真ん中の欄には、今回の資料でございます「運用について」の新しい方の規定を記載しております。

右側についてはその内規のもととなった根拠の考え方のようなものを整理してございます。先ほどの資料2の新しい「運用について」の条文については、資料3の真ん中の欄に転記していますので、こちらを私の方で読み上げさせていただきますので、こちらの右側の根拠のところ、趣旨・目的などをご確認いただきながらご覧になっていただければと思います。

(実施目的) 第1条 総長選考・監察会議（以下選考・監察会議という。）は「東京大学総長選考・監察会議規則」に基づき、総長の選考等に係る権限の一環として、選考時の判断に沿って総長が、その任務を適切に遂行していることを確認する責務を担っている。この責務を果たすため、選考・監察会議は、総長の任期の途中において総長の任務の遂行状況を評価し、その結果を総長へ提示するとともに、必要に応じて助言等を行う。

(実施時期) 第2条 選考・監察会議は、総長の任期が3年を終了する時点における業務の実績に基づき、総長の任期の4年目に中間評価を実施し、評価を決定する。

(実施方法) 第3条 総長の中間評価の実施方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 選考・監察会議は、総長の任務の遂行状況を評価するため、総長に対し、必要に応じて項目等を定めた上で、自己評価書の提出を求める。自己評価書は、本条により中間評価を実施する間は、公表しない。

(2) 選考・監察会議は、前号の自己評価書に加え、本学として策定する行動計画、求められる総長像、東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見（候補者所見）その他必要に応じて選考・監察会議が認めた資料を自己評価書の参考資料とすることができる。

(3) 選考・監察会議は、総長の中間評価の実施に当たり、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除き、東京大学教育研評議会内規第5条により評議会構成員とみなされる者を含む。）——前者は副学長を指しまして、後者は附属病院長、図書館長、センター等の代表者を指します。——並びに監事（以下「会議構成員等」という。）に対して、自己評価書に関する意見を求める。なお、選考・監察会議委員も、経営協議会又は教育研究評議会の構成員として、意見を提出することができる。

(4) 選考・監察会議は、前号により会議構成員等に意見を求めるに当たって、総長が自己評価書について説明する機会を設ける。

(5) 選考・監察会議は、自己評価、参考資料及び会議構成員等の意見に基づき集団評価案を決定する。

(6) 選考・監察会議は、前号の中間評価案及び会議構成員等の意見を総長へ提示する。なお、提示に当たっては、意見を提出した会議構成員等の氏名は秘匿する。

(7) 選考・監察会議は、中間評価案に基づき、総長及び必要に応じて理事に対して、質疑及び意見交換を実施する。

(8) 選考・監察会議は、前号による意見交換の場で、総長に対し、必要に応じて助言等を行う。

(9) 選考・監察会議は、第7号による質疑及び意見交換を経た上で中間評価を決定する。

(通知及び公表) 第4条 選考・監察会議は、総長に対して、前条第9号で決定した中間評価の結果を通知する。

2 選考・監察会議は、中間評価の結果を評価の過程及び前条第1号の自己評価書とともにウェブページ等で広く公表する。

(補則) 第5条 中間評価に関する実施スケジュール等については必要に応じて、学内委員において検討を行う。

以上、「運用について」を読み上げさせていただきました。

【D委員】 ありがとうございます。特に今の3条のところの、今回、手順のところに関して、実際に来年度のスケジュールに落とし込んだところもちょっとご覧いただきたいと

思いまして、資料4を説明させていただいて、その後まとめてご意見をいただければと思います。資料4の方のご説明、事務局からお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。まず、こちらの表の見方でございますが、真ん中は、中間評価に係る事柄を関係者の属性に分けて記載しております。右側は、総長の賞与に係る職務実績評価の欄になります。こちらは本年度も実施しており、記憶も新しいことかと思っておりますので、この欄につきましては、説明を今回は割愛させていただきます。

左側の年月の欄でございますが、総長選考・監察会議の開催される月にはグレーの色をつけております。

それでは、実際の流れについてご説明いたします。総長選考・監察会議で、中間評価の実施手順、スケジュールが決まった後、経協の構成員、評議会の構成員、監事に対して、中間評価のスケジュールを周知するとともに、総長の方にも自己評価書の提出依頼、スケジュールの提示を行います。

4月になりますと、評価実施年度に入りますが、メンバーの入れ替えなどもあることから、再度4月にも周知をさせていただく予定です。

5月のゴールデンウィーク明けぐらいに、総長から自己評価書を提出いただきます。その後、自己評価書と参考資料を会議の構成員に送りまして、自己評価書に対する意見を依頼します。

その後、6月に経営協議会、教育研究評議会と同日に、総長が自己評価書の説明を実施します。会議構成員等からの自己評価書に対する意見の締め切りは、7月1週目くらいを予定しております。

意見を集約した後、学内ワーキングの方で中間評価の案を作成する作業に入ります。学内ワーキングの方で8月下旬に評価素案をまとめ、9月の総長選考・監察会議に評価素案を審議します。その後、評価素案の修正が終了しましたら、評価案と会議構成員等の意見を総長へ提示します。

11月の総長選考・監察会議で、総長に対して評価案に意見があるか確認をした後、総長——必要に応じて理事を含みます——と質疑・意見交換を行います。この中で残りの任期の活動についての助言を必要に応じて行うことになります。

評価案は、意見交換を経て、最終的に1月の総長選考・監察会議で決定し、総長へ評価の結果を提示し、その後、本学のホームページに公開し、中間評価に関係した会議構成員等に対して、評価の結果が公表された旨を周知します。以上が実施手順を反映したスケジュールでございます。

資料2の3ページ目以降にも、もう少し細かい文字ベースで日程を記載したスケジュールもおつけしております。以上でございます。

【D委員】 ありがとうございます。今回ここでは決めるというふうには思っておりませんが、1月、場合によっては3月にかけてご審議をいただきたいと思っておりますけども、この中間評価、今回、特に資料2の「中間評価の実施に関する運用」という基礎にな

るような部分、それから、スケジュールの素案ということでご説明をさせていただきます。こちらについても、もし、よければ可能であればご意見をいただければと思っております。

【板東議長】 ご説明、大変ありがとうございます。それでは、今ご説明いただきましたことについてご質問とかご意見ございましたら、よろしくお願いたします。先ほどの話のように、本日は決定するというものではございません。後でご意見もいただける機会がございますけれども、特に今日、質問で確認しておきたいというようなことがございましたら出していただければと思います。よろしくお願いたします。

はい、じゃE委員、よろしくお願いたします。

【E委員】 簡単な要望ですけども、スケジュールは理解いたしました。日付について、できるだけ早く確定していただけるとありがたいと思います。それだけでございます。よろしくお願いたします。

【板東議長】 ありがとうございます。来年度も大変お忙しいということで、申しわけございません。できるだけ早く決定をして、学内に周知できるようにというふうに考えております。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問、ございますでしょうか。――それでは、本日決定するものではないということでございますので、お気づきの点などございましたら、事務局まで後ほどご連絡いただければというふうに思います。1月にもまたご審議させていただきたいと思っています。

それでは、ご審議いただく時間はあまりないんですけども、ちょっとご説明だけいただくという形で、続きまして、資料5-1「総長選考・監察会内規の改正について」、5-2「東京大学総長選考・監察会議内規（改正案）」、D委員の方からご説明いただければと思います。

【D委員】 資料5-1の方が改正の要旨になってまして、5-2の方が改正案になっております。今回はご相談という感じになるのですが、内規の第3条のところ「表決」をしなければならないという案件がリストアップされております。(3) 総長予定者の決定云々というのの後、(5) 総長の中間評価結果の決定、その後(6) 求められる総長像の決定等々あるわけですけども、今回、検討をする中で、総長の中間評価結果の決定について表決というところまで必要なかどうかというのは疑問が上がりました。

ちなみにその表決というのが、2項の方にありまして、「議長を除く出席委員の無記名投票」を行うということで、かつ、このリストアップされているものに関しては、表決できないといけないと。それ以外のものは委員の異議のないときにはほかの方法でもよいけれどもとなっているところであります。

気持ちとしては、中間評価の結果というのは文章の形で出るものでありまして、賞与にかかる職務実績評価のようなABCDみたいなものでもありませんし、さまざまな意見を必要であれば、そこに入れ込んで、今後の活動に生かしていただけるということもあつ

て、必ずしも表決ではなくて、合議でもいいのではないかというご意見があったということでございます。

もう一点、改正部分があるんですけど、これは単なる条文の条ずれが起きているところがありまして、それに対しては事務的に訂正をさせていただきたいと思っております。この表決の部分に関して、もしご意見いただけますと大変幸いです。

【板東議長】 ありがとうございます。今のお話のように、表決ということだと、結構厳密な手続ということで、通常評価書をつくっていくような作業とちょっと違うのかなということのご提案ということでございます。

ちょっと時間もございませんので、このご意見についてはまたいろいろ後でいただけるものはいただくと。次回もその決定についてまたご審議いただくということで考えたいと思います。とりあえずご説明いただいたということで、次のその他の事項についてもご説明をいただければと思っております。資料の概要のみということでご説明をD委員からお願いいたします。

【D委員】 では、それ以外の資料に関しましては、通知文書的なものでございます。資料6に関しては、「総長の中間評価の実施について（通知）（素案）」ということで、この中間評価のやり方が決まりましたら、総長、それから経協委員、評議会の構成員、監事の方々にスケジュールをお知らせするための文案です。こちらは現在の議長から出していただくということになります。

資料7-1、7-2は、総長に自己評価書を出していただく分の依頼文と、それから、評価書の素案と申しますか、実際にはほとんど何もないんですけども、文章として書いていただくということで、「UTokyo Compassの実現の状況について、総長就任後3年間ににおける任務の遂行状況を自己評価し、達成度を踏まえた上でお書きください」というふうに現在しております。

資料8-1は賞与のことでございます。本年度と変わりません。8-2は自己評価書で、先ほどご説明したとおり非常に簡素になっているということです。

資料9-1と9-2は、総長の中間評価の自己評価書が出てきた後で、経協委員、それから評議会の委員の方々に意見を出していただくときの文書となります。9-1は学内の構成員、9-2が経協の学外構成員、9-3が意見書フォーマット、フォーマットといってもほとんど名前と自由に書けるというようなものとなっております。これも後ほど、また次回以降、決定をさせていただければと思っております。ご覧になっていただければ幸いです。

【板東議長】 D委員、どうもご説明ありがとうございました。本日の議題2においては、今、D委員の方から、学内ワーキング・グループからの素案について提示をいただいたわけでございます。今日は大変申しわけございません。時間の関係で全ての資料をしっかりとご説明できない状況で、本当に申しわけなく思っております。次回の会議におきまし

ては、中間評価の実施の運用について、それから、スケジュールについて審議をしていきたいと思っております。

先ほどお話ししたように、スケジュールの通知とか、あるいは、総長の自己評価書の依頼については、今年度中にしなくてはいけないということもございますので、1月の段階で実質的に必要なことについて決めていきたいと思っております。

本日は時間の関係で、ご説明いただいたり、あるいは意見交換をさせていただく時間が十分になくて、申しわけございませんでした。1月までの間に資料をまたご覧いただきまして、ご意見、ご質問などございましたら、事務局までお寄せいただければと思います。今日お話があった以外のことでも、気になっているということがございましたら、事務局宛てにいただければと思います。

それでは、議題3「その他」ということをごさいますけれども、特に何かございませうでしょうか。

【C委員】 ちょっと基本的な、例えば中間評価について一つだけ確認したいんですが。中間評価がその次の年の新たな考慮を含めて Incrementation が必要だということを考えたときに、いつまでに本当は出せばいいんだろうかと。この評価自体に時間をかけるということも重要でございますけれども、総長に評価を提示するということが非常に大きな価値であろうというふうに考えたときに、いつまでにということを見ると、もう少し早めでもいいんじゃないかなという気がするんですが、その辺はぜひまた次の機会にでもお話しさせていただけたらと思いますので。

【板東議長】 はい。ありがとうございます。

【D委員】 一言よろしいでしょうか。実は総長選考・監察会議全体のスタートがおくれる感じになっています。総長選考・監察会議の学外委員を決めるステップが4月に入っているものですから、全体がおくれてしまっているのです、それで、前回は9月に中間評価の結果をお渡ししてるんですけども、それが事実上不可能になってしまったというところまでこういうふうになっているんですね。3年度が終わったところで、自己評価書を出していただくというところと、そのような制約の中から、結局、頑張ってもというのが、今回の状況でございます。おっしゃるとおりご指摘は非常によくわかります。

【板東議長】 もうご指摘の点は本当にそのとおりでと思うんですけども、この総長選考・監察会議は、前回の総長選考の後のいろいろなご議論をもとにするような形になりますので、委員を選ぶところから、非常に慎重な手続をとってスタートが遅くなってしまうという問題が、正直、あるかなというふうには思っておりますけれども、その中で精いっぱいスピードアップしていきたいと思っております。ご指摘の点、ありがとうございます。

総長にご説明いただいて意見交換をするような場でも、できる限りそういういろいろなアドバイスといいますか、そういったやりとりも、その中からきつとやっていくことがで

きるのではないかというふうに思います。実質的な運用も含めて工夫をしていくように、また皆様のご協力をいただければと思っております。

それでは、ちょっと時間がなくて申しわけございません。実は今年度の賞与に係る評価をこれから総長にお渡しして、それから経営協議会ということですので、本来ならもうちょっと時間をとればということがございますけれども、本日はこの程度で終わらせていただきたいと思っております。

その他、何か事務局の方からご連絡ございますでしょうか。

【事務局】 はい。事務局でございます。本日の参考資料3の方に、前回の書面審議をしたときにおつけしていた資料を再度つけておりますが、同時期に委員の皆様をお願いしておりました議事録の確認によって修正された箇所を修正したという意味で、もう一度おつけしておりますので、ご確認いただければと思います。

それから、議事要旨につきましては、皆様、よろしかったでしょうか。一度書面審議のときに、結果とともにお送りしているのです、よろしいですかね。

【板東議長】 はい。

【事務局】 ありがとうございます。次回の予定ですが、来年の1月24日、2時からオンライン開催を予定しております。経協に対面で出席される方につきましては、安田講堂内に会議場所を準備させていただき予定でございます。事務局からは以上です。

【板東議長】 どうもありがとうございました。

最後に、本日の議事進行についての確認ということでございます。毎回内規に基づきまして、監事の方から議事進行について確認をいただいているというごとでございます。ご陪席いただいておりますF監事、G監事におかれましては、本日の議事進行、いかがでございましたでしょうか。ご意見、ご確認いただければと思います。

【F監事】 特には問題ございませんでした。ありがとうございます。

【板東議長】 G監事もいかがでございましょうか。

【G監事】 私からも特段のコメントはございません。お疲れさまでした。

【板東議長】 どうもありがとうございます。それでは、今日はちょっと盛りだくさんで、ご説明の不足のところも多かったかと思っておりますけれども、今回の第7回の会議を閉会させていただきたいと思っております。本日はありがとうございます。よろしく願いいたします。

(終了)